

研究不正防止の倫理教育に関する実施要領

平成 30 年 7 月 26 日
研究倫理教育責任者制定

1 趣旨

この実施要領は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）において実施を要請されている「研究倫理教育」に関して必要な事項を定める。

2 研究倫理教育の対象者

(1) 研究者

本学において研究者番号（e-Rad）を有する者は、本学で実施する研究倫理教育教材（講演会または研究倫理 e-ラーニング）、臨床研究用 e-ラーニング CREDITS「倫理・行動規範コース」（1 章～3 章）、eL CoRE、APRIN e-ラーニング（CITI Japan）のいずれかを 3 年度ごとに受講する。

(2) 研究支援者

研究活動に関わる研究支援者（研究者の指導に従って研究に従事する者。研究内容に直接関係せず、研究装置の運転など研究に付随する技術的サービスを専ら行う者（例えば、大型装置の運転員や放射線技師等）は含まない。）は、本学で実施する研究倫理教育教材（講演会等または研究倫理 e-ラーニング）、臨床研究用 e-ラーニング CREDITS「倫理・行動規範コース」（1 章～3 章）、eL CoRE、APRIN e-ラーニング（CITI Japan）のいずれかを 3 年度ごとに受講する。

(3) 本学を本務としない研究者

当該学外者の所属する機関等において研究倫理教育を受講していない者については、本学が実施する研究倫理教育教材を 3 年度ごとに受講する。

(4) 学生

大学院生及び研究活動を行う学部学生は、その修業年限中に適切な研究倫理教育を履修する。

3 修了証

受講完了後、研究倫理教材から出力される受講修了証は、各自保管とする。ただし、科研費等申請にあわせて修了証を事務局に提出する時は必要に応じて写しをとる。

毎年実施する e-Rad 研究者情報の登録状況確認時に、研究倫理教育教材の受講状況を報告する。

研究者番号を新たに取得しようとする者は、研究者番号取得申請を行うときまでに受講を完了しておく。

4 転入者

他機関等からの転入者は、本学に転入した年度内に本学が実施する研究倫理教育教材（研究倫理 e-ラーニング）を受講するものとする。

附 則

この実施要領は、平成 30 年 7 月 26 日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 30 日）
この実施要領は、令和 2 年 7 月 30 日から施行する。